



## 書評

### EU 競争法の手続きと実務 [全訂版]

井上 朗 著

民事法研究会 / 平成28年, 5,000円 [税別] 428頁

本書は弁護士井上朗氏による EU 競争法の実施手続きについての詳細な解説書である。本書の旧版はすでに平成21年に出版されているが、この全訂版においては旧版出版以降現在までの EU 競争法における改正点、変更点等を隈なく網羅している。

本書は資料、索引、文献目録を加えると427頁にわたる浩瀚な大著であるが、その論述の焦点は EU 競争法の手続面である。第1章「EU 競争法下の執行機関」において、欧州理事会、閣僚理事会、欧州委員会、欧州議会、諮問委員会、司法裁判所、国内裁判所と国内競争当局について触れられており、競争法の世界のみならず、EU 全体の立法機関、司法機関に関して概観されている。第2章「欧州委員会による調査の端緒」においては、当事者による苦情申し立てに始まって、どのように欧州委員会の違反調査が始まるかについて詳細に解説されている。

第3章「欧州委員会の調査手続」においては、立ち入り検査に始まる調査手続における弁護士依頼特権、委員会記録の閲覧・時効等の問題が検討される。

第4章において暫定措置について述べたのちに、第5章「確約手続」、第5章「和解手続」においては、支配的地位の濫用、及び、カルテルに関してどのように簡易手続によって事件が解決されるかについて述べられている。わが国は TPP 発効に伴い独占禁止法の改正によって「確約手続」を導入することとなっているが、この改正案

は EU のこの手続をお手本としたと考えられる (EU 法をモデルにしたのであれば、なぜわが国の改正案に「和解手続」がないのかが疑問である) ので、わが国の改正案を考える際にも参考になろう。

7章「欧州委員会の決定手続」においては、委員会の審議 (異議告知書、答弁書、口頭審理等) の詳細が述べられている。第8章「欧州委員会による執行手続」は主として制裁金と履行強制金の問題が取り扱われる。これは、わが国において裁量型制裁金が導入される機運にあり、これもまた EU 法をお手本としていると考えられることから、この面でも参考になろう。第9章においては、加盟国による執行手続について触れられている。

第10章「一般裁判所における手続」、及び、第11章「欧州裁判所における手続」は上訴関係の問題である。

著者の井上朗氏はすでに競争関係の邦文、及び、英文の著書を何冊も出版しておられるが、本書はそれらに続く大著である。EU 競争法の手続面についてこれだけ詳細に解説した邦文の出版物は筆者の知る限り、この著書のほかには見当たらない。この意味において、独創性のある作品である。また、叙述は平明であり、わかりやすい。

筆者としては、本書が競争法の企業実務家、法曹、立法担当官、研究者、学生その他広く活用されることを心から希望するのである。

(東京大学名誉教授・弁護士 松下満雄)

## ▶ WTO アンチダンピング等最新判例解説 ◀ ⑬

### 秘密情報とされる「情報」と「正当な理由」 及びレッサー・デューティー・ルール

~ European Union — Anti-Dumping Measures on Certain Footwear from China (WT/DS405/R) ~

服部 薫\*

申立国：中国  
被申立国：EU  
協議要請日：2010年2月4日  
パネル設置日：2010年5月18日  
パネル報告：2011年10月28日 (上訴なし)  
採択日：2012年2月22日  
パネリスト：Jose Antonio Buencamino (長),  
Serge Frechette, Donald Greenfield

#### 本報告のポイント

- ① 欧州基本 AD 規則 9(5)条は、非市場経済国の輸出者/生産者について、国単位の AD 課税を賦課し、例外的に一定の条件 (IT 基準) を満たす場合のみ個別に AD 課税を賦課することを定めたものであるが、それ自体、また、適用に関して、AD 協定6.10条及び9.2条に整合しない。
- ② また、欧州基本 AD 規則 9(5)条は GATT 1 条 1 項 (最恵国待遇義務) にも整合しない。
- ③ 正常価額算出時に利潤の上限を考慮しなかったことなどは、AD 協定2.2.2条(iii)に違反する。
- ④ 「正当な理由」を立証する限り、いかなる「情報」も秘密として扱うことができ、潜在的な報復のおそれの主張に基づき、生産者等の名称を秘密情報とするこ

とも AD 協定6.5条に違反しない。調査当局の分析及び決定に属する事項は、AD 協定6.5条に基づく開示の対象外であり、サンプル選択のために使用された方法及びそれに基づく決定について情報を提供しなかったとしても AD 協定6.5条に違反しない。

- ⑤ AD 協定9.1条は、レッサー・デューティーの概念に関して唯一関係する条項であるが、レッサー・デューティーをどのように決定するかについては具体的に定めるものではない。AD 協定3.1条及び3.2条は、レッサー・デューティーを決定する算出方法の内容や考慮事由を規定するものではなく、具体的な請求の根拠とはならない。AD 協定9.2条は、レッサー・デューティーには適用がない。

#### I 事実関係

本件は、欧州委員会 (以下「EU」という) が、2005年7月7日に開始した履物に関するアンチダンピング (以下「AD」という) 調査 ("original investigation" 原調査) に基づき2006年10月5日に中国産の皮製履物について賦課を決定した AD 措置及び2009年12月22日に決定した

— も く じ —

- I 事実関係
- II パネル報告要旨
- III 解説

\*はっとり かおる, 弁護士/長島・大野・常松法律